

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（平成30年7月3日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

平成26年3月31日付けの施行通知では、5年以内に所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしており、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会が本年3月30日に制度見直しの報告書を取りまとめたところ。今般、当報告書を踏まえた制度改正を実施するため、施行通知の一部を改正するもの。

なお、当報告書のうち都道府県への権限移譲及び募集定員に関する制度改正については、本年度末を目途に別途通知予定。

3. 改正の概要

(1) 臨床研修病院の指定の基準（通知第2の5関係）

- 臨床研修を行う分野として、内科（24週以上）、救急（12週以上）、地域医療（4週以上）に加え、外科（4週以上）小児科（4週以上）、産婦人科（4週以上）、精神科（4週以上）を必修化し、一般外来（4週以上）を含むとした。
麻酔科における研修期間は、4週を上限として、救急の研修期間とすることができるとした。また、一般外来の研修は他の必修分野と同時に研修を行うことも可能とした。
- 地域医療は、へき地・離島の医療機関、許可病床数が200床未満の病院又は診療所を適宜選択し研修し、一般外来での研修と在宅医療での研修を含めることとした。
- 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績について、研修医1人当たりの研修期間が平均8週以上となることを必須とし、複数の必修分野を担当することが望ましいことなどを総合的に判断するとした。

(2) 研修管理委員会等の要件（通知第2の6関係）

- プログラム責任者がプログラム養成責任者講習会を受講していることを必須とした。

(3) 臨床研修の評価（通知第2の16関係）

- 医師及び医師以外の医療職が、研修医評価票を用いて、到達目標の達成度を評価し、評価結果を研修管理委員会で保管することとした。
- 研修の進捗状況の記録については、インターネットを用いた評価システム等を活用することとした。

4. 施行日

平成32年（2020年）の4月1日

ただし、通知第2の4（臨床研修病院の指定の申請）及び9（研修プログラムの変更又は新設の届出）については、平成30年7月3日

※ 再来年度からの新制度施行に伴い、臨床研修病院の指定申請は本年10月31日までに、研修プログラムの変更又は新設の届出（全ての臨床研修病院が対象）は平成31年4月30日までに行う必要がある。